

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長

予防接種法施行令の一部改正に伴う関係通知の一部改正について  
（通知）

このことについて、令和 2 年（2020 年）9 月 30 日付けで厚生労働省医政局長及び同省同局医療経営支援課長から、下記通知の一部を別添のとおり改正し、令和 2 年（2020 年）10 月 1 日から適用する旨の通知がありましたのでお知らせします。

これらは、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）の一部改正に伴い、医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）第 5 号に規定していたロタウイルス感染症に係る予防接種が削除（いわゆる定期接種化）されたことに伴う一部改正です。

なお、下記の関係団体に通知しておりますので、下記の関係団体非加入の医療機関に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 改正通知

- （1）「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）
- （2）「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）
- （3）「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年医政指発第 1009001 号）

2 関係団体

公益社団法人 熊本県医師会  
一般社団法人 熊本県歯科医師会  
一般社団法人 熊本全日病  
一般社団法人 日本病院会熊本県支部  
一般社団法人 熊本県医療法人協会  
公益社団法人 熊本県精神科協会

3 熊本県ホームページ

[https://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_36500.html](https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_36500.html)

**【担当及びお問合せ先】**

医療政策課総務・医事班

田代、岡田

電話 096-333-2205（直通）

E-mail [tashiro-k@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:tashiro-k@pref.kumamoto.lg.jp)